

入院のしおり

～安全な入院生活を送っていただくために～

病室は 階 号室です。

担当医は、田永・菅原・前田・() 医師です。

病棟師長は高橋 (2 F 病棟)・鎌田 (3 F 病棟) です。



菅原病院 看護部



おひさまグループ理念



- 地域医療への貢献だけでなく、海外も含めた医療福祉の向上を目標とする。
- 職員は、和の心で奉仕の精神と感謝の思いを忘れず、質の高い医療と福祉を提供する。
- 医療資源を節約して、より効率の良い医療と福祉のモデルを目指す。

菅原病院看護部理念

- 地域の方々から信頼され、親しまれる病院づくり、一人一人を大切にしより良い看護を提供します。

<診療体制>

- 1) 担当医は病棟、診療別に分かれて主治医を決めています。
- 2) 夜間及び休日は原則として当直医が診療にあたります。

1. 入院の流れ

(1) 入院手続き

入院が決まったら、担当者がご家族・本人へ入院の説明に伺います。

入院時に必要な書類は以下のものとなります

入院時記録 2 枚

* 患者様の入院生活に必要な情報となるため出来るだけ詳しく記入してください。**緊急連絡先（施設の連絡先含む）、担当ケアマネジャーの連絡先は必ず記入するようお願いします。**

日用雑貨承諾書

TVプラン加入申込書

秀和プラン申込書

* 当院では入院時必需品のレンタルシステムを導入しています。
感染防止・紛失防止の観点からご利用にご協力ください。

入院診療計画書

転倒転落の同意と説明

個室承諾書（必要時）

身体抑制に対する同意書

(2) 入院のお持物

保険証、各受給者証（限度額認定証・公費医療受給者証等）

*** お帰りの際にご返却いたしますので窓口へお声掛けください。**

お薬（普段飲んでいるもの）

お薬手帳

} 後から持参していただく場合は
直接病棟看護師にお渡しください。

各種障害手帳・医療券等お持ちの方はご提出ください。

2. 入院生活について

*詳しい入院スケジュールについては各ベッドにスケジュールが置いてありますのでご確認ください。

(1) お食事

朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00 となっております。

病状によっては持ち込み（手作り品を除く）も許可しておりますので詳しくは病棟看護師にお聞きください。

(2) 床頭台

当院ではテレビ・冷蔵庫一体型の床頭台をレンタル式で契約していただいております。（350 円/日税抜き）

ご希望の方は看護師までお申し出ください。

(3) 入浴、清潔

病状に合わせ、清拭・機械浴・シャワー浴を行います。

また、衣類の交換は必要時行っております。

当院では寝衣のレンタルプランをご用意しています。

寝衣を持参される方は必ず大きく記名をしていただき、洗濯はご家族でお願い致します。

男性の患者様は電気シェーバーのご持参にご協力ください。

(4) 院内マナー

携帯電話の病室内での使用も可となっておりますが、マナーをお守りください。他患者様へ迷惑がかかる場合にはナースステーションでお預かりさせていただく場合がございます。

*携帯電話以外の電気製品の持ち込みについては看護師までお問い合わせください。なお、持ち込みの私物についての破損、紛失は当院で責任を負うことは出来ません。



(5) 面会

当院では予約制面会をおこなっております。

予約はお電話で受付させていただきます。

受付時間：14：00～17：00

面会時間：14：00～16：00（病棟により異なりますのでご注意ください。）

詳細は面会のご案内をお読みください。感染症の状況によっては面会謝絶となることもありますのでご了承ください。

*感染予防の為、ご家族以外の面会はお断りさせていただいております。
12歳以下のお子様の面会もご遠慮いただいております。

(6) 喫煙

病院敷地内禁煙🚭になっております。

(7) 自動販売機

販売機は1階正面玄関の外、3階談話室に設置しております。

3階の自販機はお菓子も販売しておりますが、食事制限等ある患者様は購入をお控えください。

(8) 病状等の説明

医師からの病状説明をご希望の場合は病棟看護師までお問合せ下さい。

特別な場合を除いては電話での病状説明はいたしませんのでご了承ください。

日頃の患者様の様子については病棟看護師からさせていただきますのでお気軽にお問合せください。

(9) 貴重品

貴重品や現金（3000円以上）はお持ちにならないようお願いします。

万一盗難にあった場合、当院では一切の責任を負う事は出来ません。

(10) 外出・外泊

主治医が必要と認めた場合のみ可能となっております。

外出、外泊の際にはあらかじめ看護師にお伝えいただき、必ず書類の記入を行ってください。

介護タクシーの手配が必要な場合はご相談ください。

(11) 退院

主治医から退院許可が出ましたら、退院の日程については病棟師長にご相談

談ください。退院後の療養生活等について各関係部署と連携し支援いたします。

(12) 各種相談

当院では患者さんやご家族の不安や心配等の相談をお受けいたします。病棟師長にご相談ください。また、診療や病院についてのご意見は各病棟にある意見箱にお入れいただくか病棟師長までお申し出ください。

3. 個人情報保護について

患者様の個人情報保護に全力で取り組んでおります。

詳しくは、1階窓口、各病棟掲示板をご覧ください。しかし、病院という特殊性から安全管理の為に以下のようなことが実施されています。

- ①病室入り口、ナースステーションに氏名の表示
- ②点滴ボトルへの氏名の表示
- ③モニター類への氏名の表示

安全な医療の提供の為にご理解・ご協力をお願いいたします。尚、入院を伏せておきたい場合や氏名の表示を希望されない方は病棟師長までお申し出ください。

◆入院患者様・ご家族さまへのお願い◆

入院期間中に他の医療機関を受診される際、またご家族がお薬（目薬・軟膏等）だけをもらいに行かれる際は書類が必要になります。必要な場合はこちらからお声掛けいたしますのでそれ以外にご相談ください。

4. 入院費のお支払いについて

入院費の請求は毎月月末締めとし、翌月10日以降に請求書を郵送いたしますので同封の案内用紙に沿ってお支払いをお願い致します。

***クレジットカードには対応していません。**

入院費の領収書は所得税の医療費控除の申告に必要ですので、大切に保管してください。

なお、領収書の再発行はいたしませんのであらかじめご了承ください。

5. 高額療養費のご案内

※オンライン資格確認による情報取得に同意された場合、市町村窓口等での申請の必要が不要となり、「限度額適用認定証」の提示は必要ありません

限度額適用認定証の申請（70歳未満）

- 事前の申請により入院費の窓口でのお支払いが、月単位で一定の限度額となります。
- この取り扱いを受けるには、健康保険証の発行元に事前の申請を行い、「限度額適用認定証」を入院時に外来受付にご提示ください。”
- 事前申請の手続きをされていない場合は、窓口でお支払い時の限度額は適用されません。

限度額は所得に応じてア・イ・ウ・エ・オの5段階に区分されます。

区分	対象者	月額の上限額	多数該当
ア	標準報酬月額83万円以上の方	252,600円＋(総医療費－842,000円) ×1%	140,100円
イ	標準報酬月額53～79万円の方	167,400円＋(総医療費－558,000円) ×1%	93,000円
ウ	標準報酬月額28～50万円の方	80,100円＋(総療費－267,000円) ×1%	44,400円
エ	標準報酬月額26万円以下の方	57,600円	44,400円
オ	低所得者 住民税非課税	35,400円	24,600円

- 自己負担限度額は、各月の1日から末日までの金額です。
(例) 4月26日に入院し5月8日に退院される場合
→月をまたいでいますので、4月・5月、それぞれ限度額までの支払いが発生します。
- 保険適用外の料金（差額ベッド代、食事代、パジャマ代など）は、含まれません。
- 緊急入院あるいは、申請中で、認定証を入院当日にご提示いただけない場合は、病棟スタッフにその旨お伝えいただき、お手元に届き次第、ご提示ください。
- 入院中に他科を受診した場合、請求方法が異なる場合があります。
- 入院と外来は適応が別となりますので、入院時と外来受診時で別にご提示が必要となります。
- 認定証の申請先
 - ・協会管掌健康保険→全国健康保険協会各都道府県支部または勤務先の社会保険事務担当係
 - ・組合管掌健康保険→勤務先の社会保険事務担当係
 - ・各種共済組合→勤務先の社会保険事務担当係
 - ・国民健康保険（組合）→各組合の事務担当
 - ・国民健康保険（市町村）→区市町村役場の国民健康保険担当係

自己負担限度額について（70歳以上）

- 「後期高齢者受給者」「高齢受給者証」をご提示いただくと、各月の1日から末日までの負担額が下表の自己負担限度額までとなります。”
- 住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の事前申請が別に必要となります。
- 70歳以上の方で、医療費を3割負担されている方は「限度額適用認定証」の事前申請が別に必要となります。
- ご提示は入院時に外来受付にご提示ください。
- ご提示が遅れると有効な認定証をお持ちであっても利用ができない場合があります。

限度額は所得に応じて区分されます。

区分	対象者	月額の上限額	多数該当
現役並みⅢ	現役並所得者(3割負担) (標報83万以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円) ×1%	140,100円
現役並みⅡ	現役並所得者(3割負担) (標報53~79万以上の方)	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1%	93,000円
現役並みⅠ	現役並所得者(3割負担) (標報28~50万以上の方)	80,100円+(総医療費-267,000円) ×1%	44,400円
	一般 (1割または2割負担)	57,600円	44,400円
低Ⅱ	低所得者Ⅱ	24,600円 ※別途申請が必要	
低Ⅰ	低所得者Ⅰ	15,000円 ※別途申請が必要	

●保険適用外の料金（差額ベッド代、食事代、パジャマ代など）は、含まれません。
ただし、標準負担額減額認定証をお持ちの方は、食事代の減額が受けられる場合があります。

●限度額適用・標準負担額減額認定証の申請先は区市町村役場の国民健康保険担当係です。

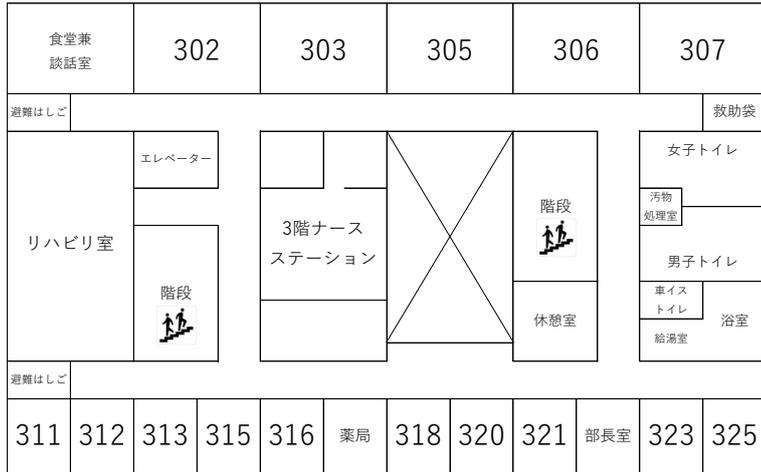
●限度額適用認定証の申請

70歳～74歳の方 健康保険証の加入元へお問い合わせください。

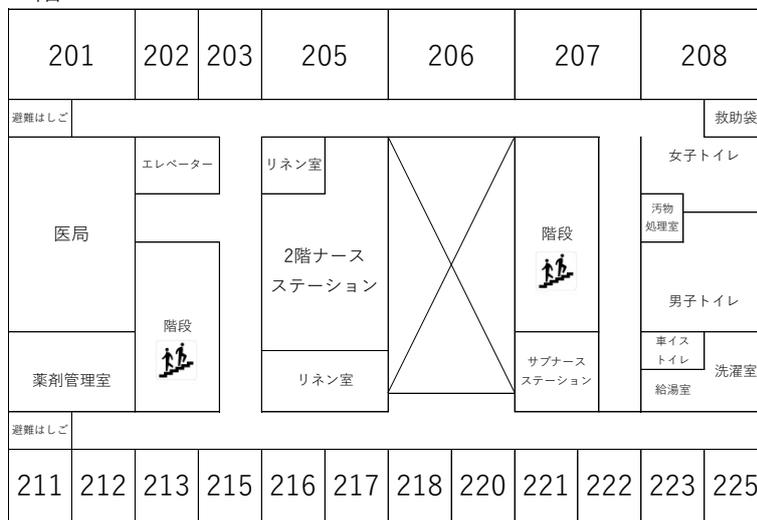
75歳以上の方 お住いの市町村の窓口へお問い合わせください。

6. 病院案内図

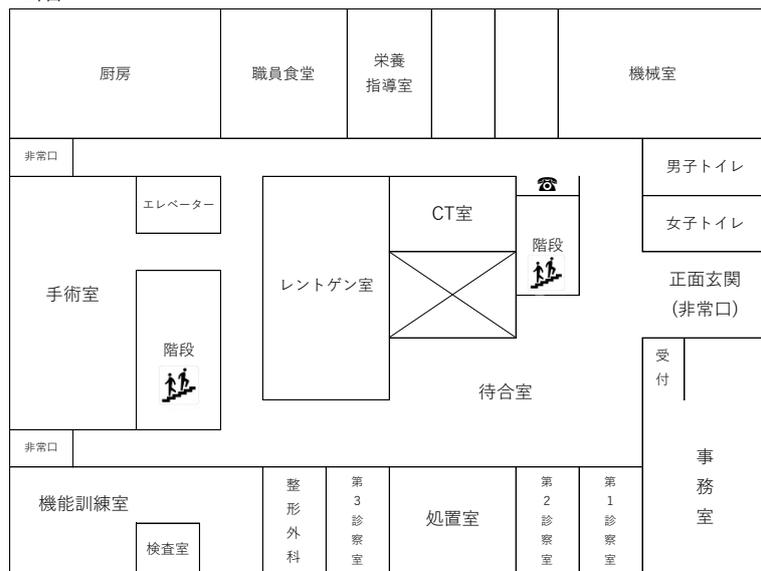
3階



2階



1階



非常事態避難経路

階段 : 2か所

救助袋 : 208・307号室前

避難はしご : 201・211・

311号室前・談話室